

どうしよう？ 今ある空き家

今後
自分が使うことは
もうないな

草刈・通風・清掃
管理が
大変に感じる

毎年毎年
維持費だけが
かかっている

**空き家の利活用（売買・賃貸）について
あなたのお悩みを専門家に相談できます**

福井市空き家流通アドバイザー派遣事業のご案内



こんな相談が
できます

- ・借り手や売り手が見つかるか心配。そもそも売買・賃貸は可能なのかな？
- ・売買・賃貸の条件（価格等）はどうしたらよいのかな？
- ・住宅とあわせて農地（田や畑）も一緒に処分したいが可能なのかな？
- ・住宅を賃貸したいが、リフォーム費用は実際のどの程度必要なのかな？

**相談
無料**

詳しくは裏面をご覧ください！

福井市空き家流通アドバイザー派遣事業のご案内

■ 福井市空き家流通アドバイザー派遣事業とは

空き家の利活用(売買、賃貸)を検討する空き家の所有者に対し、福井市からアドバイザー(福井市に登録された宅地建物取引業者)を派遣し、心配している事について直接アドバイスが受けられる事業です。

■ 対象となる空き家

現に居住していない一戸建ての中古住宅(近く居住しなくなる予定のものも可。併用住宅の場合、住宅部分床面積が1/2以上)

■ アドバイザー派遣を申請できる方

売買・賃貸を検討している空き家の所有者

■ アドバイス費用

無料(ただし、1住戸につき1回限り)

■ 手続きの流れ

相談したい空き家を
直接見ながら
専門家がアドバイスするよ！



1 申請書の提出

福井市に以下の書類をご提出下さい。

- 福井市空き家流通アドバイザー派遣申請書(様式6号)
- 納税証明書(市町村税)

※最新のもので全項目表示
※非課税の場合はその証明書類

書き方などご説明します

☎ 0776-20-5571

✉ jutaku@city.fukui.lg.jp

2 派遣事業者の決定

福井市から以下の書類を郵送します。

- 福井市空き家流通アドバイザー派遣決定通知書

派遣事業者より直接
電話連絡があります

↓
相談日時を調整し
決定しましょう

3 現地でアドバイス

現地で相談しましょう。

- アドバイザーが現地を確認
- 相談内容についてアドバイス

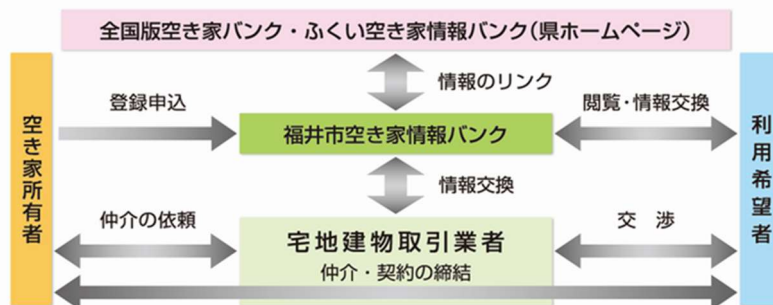
後日、アドバイス内容の確認のため
福井市から電話連絡させていただきます。

4 アドバイスを受けたあとは

アドバイスの内容を参考に、空き家情報バンクへの登録や空き家の売買・賃貸について検討しましょう。

空き家情報バンクとは

空き家の情報を、市のホームページなどに掲載し、買いたい・借りたい方に紹介する制度です。身近に相談できる業者がない場合は、業者選びのお手伝いもできます。(登録無料)



福井市役所 建設部建築事務所 住宅政策課

〒910-8511

福井市大手3丁目10-1 本館4階

福井市空き家流通アドバイザー

検索

電話でもメールでも！お気軽にお問合せください



0776-20-5571



jutaku@city.fukui.lg.jp

